

## Ⅶ 公害防止組織の整備促進

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、工場における自主的な公害防止組織の整備を促進し、公害を未然に防止することを目的に、公害を発生するおそれのある工場に公害防止管理者等の配置を義務づけている。

浜松市における公害防止管理者の選任事業場数は、表 3-7-1 のとおりである。また、過去 5 年間の公害防止管理者の届出状況は、表 3-7-2 のとおりである。

表 3-7-1 公害防止管理者の選任事業場数

①（大気関係）大気汚染防止法施行令別表 1 の「ばい煙発生施設」（13 の廃棄物焼却炉を除き、鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の付属施設に設置されるものを含む）

公害発生施設の区分	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /時)	公害防止管理者の 種類	選任事業場 数
有害物質を排出するおそれのある施設 ・大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 に掲げるばい煙発生施設（硫化ナトリウム、炭酸ナトリウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造に限る） ・大気汚染防止法施行令別表第 1 の 14 から 26 までのばい煙発生施設	4 万以上	大気関係第 1 種 公害防止管理者	0
	4 万未満	大気関係第 2 種 公害防止管理者	0
上記以外の施設 (ただし、総排出ガス量が 1 万 Nm <sup>3</sup> /時以上の工場)	4 万以上	大気関係第 3 種 公害防止管理者	7
	1 万以上 4 万未満	大気関係第 4 種 公害防止管理者	16

②（水質関係）水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 2～59、61～63、63 の 3、64、65～66 の 2、71 の 5、71 の 6 に掲げる施設

公害発生施設の区分	排出水量 (m <sup>3</sup> /日)	公害防止管理者の 種類	選任事業場 数
有害物質を排出するおそれのある施設 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 1 に掲げる汚水等排出施設	1 万以上	水質関係第 1 種 公害防止管理者	0
	1 万未満	水質関係第 2 種 公害防止管理者	60
上記以外の施設 (ただし、排出水量 1 千 m <sup>3</sup> /日以上以上の工場)	1 万以上	水質関係第 3 種 公害防止管理者	2
	1 千以上 1 万未満	水質関係第 4 種 公害防止管理者	3

③（騒音・振動関係）

	対象となる施設	公害防止管理者の種類	選任事業場数
騒音	・機械プレス（呼び加圧能力 980 キロニュートン以上） ・鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー） ※騒音規制法の指定地域内の工場	騒音関係 公害防止管理者	85
振動	・液圧プレス（矯正プレスを除く。呼び加圧能力 2,941 キロニュートン以上） ・機械プレス（呼び加圧能力 980 キロニュートン以上） ・鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー） ※振動規制法の指定地域内の工場	振動関係 公害防止管理者	86

④（粉じん関係）

	対象となる施設	公害防止管理者の種類	選任事業場数
特定粉じん	・大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 に掲げる特定粉じん発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	0
一般粉じん	・大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる一般粉じん発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	7

⑤（ダイオキシン類関係）

	対象となる施設	公害防止管理者の種類	選任事業場数
	・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 第 1 号から第 4 号まで及び別表第 2 第 1 号から第 14 号までに掲げる施設	ダイオキシン類関係 公害防止管理者	2

表 3-7-2 過去 5 年間の公害防止管理者届出状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1
選任届出	43	30	45	46	54
解任届出	58	40	58	91	45
計	101	70	103	137	103